

「松本平広域公園ドッグランサポーターズクラブ」会則

第1章 総 則

（名称及び事務局）

第1条 この会は「松本平広域公園ドッグランサポーターズクラブ」と称し、事務局を長野県松本市神林5300（TOY BOX 信州スカイパークサービスセンター内）に置きます。

（目的）

第2条 この会は、松本平広域公園ドッグラン（以下「ドッグラン」という）について、適正な管理運営を行うとともに、飼い主と犬にとってしつけの場・マナー向上の場を提供することにより、人と犬とが信頼しあい共存できる環境をつくることを目的とします。

（活動）

第3条 この会の活動は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日をもって終了します。

2 この会は、目的を達成するため以下の活動を行い、会員は会の運営・活動に自主的に参加するよう努めるものとします。

- (1) ドッグランの円滑な管理運営と利用者のマナー向上を目指します。
- (2) 利用者にドッグラン利用規約の遵守を促します。
- (3) ドッグランに対する要望・苦情を受け付け、事務局に連絡するものとします。
- (4) ドッグラン以外の当公園地内における犬の放し飼いや犬の糞の放置等モラルに欠けた飼い主に対する働きかけを行います。
- (5) 地元行政や他のドッグラン運営団体との連絡を図ります。
- (6) 会員の育成を図り、利用者のマナー向上と犬の飼養管理に関する知識を深めるため、しつけ教室や勉強会を開催します。
- (7) 会員間の親睦を図るとともに、会の運営・活動の向上に資するため定例会を開催します。
- (8) その他、会の目的達成に必要と認められることを行います。

第2章 会員の資格及び会費

（会員の資格）

第4条 ドッグランを利用し、ドッグランのルール・マナーについて熟知されている方及びこれから習得しようとする意欲のある方であれば、どなたでも会員資格があります。

（入会及び継続）

第5条 会員資格のある方からこの会の事務局あて入会の申込みがあった時から会員となります。退会の意思表示がないときは継続して次年度も会員となります。

(退会)

第6条 会員からこの会の事務局あて退会の意思表示が届いた時から会員でなくなります。

(会費)

第7条 会費は徴しないものとします。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

2 役員は総会において選出します。

(職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会を総括するものとします。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定める順序に従いこれを代理します。

3 事務局長は、役員会を構成し、会務を執行します。

(任期)

第10条 役員は任期は1年とします。ただし再任を妨げないものとします。

第4章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し総括します。

(構成)

第12条 総会は会員をもって、役員会は役員をもって構成します。

2 会員は、必要により臨時会議の開催を求めることができます。

(会の解散)

第13条 この会の解散は、総会の総意に基づき、会長が判断します。

附 則 この会則は、平成19年11月27日より施行します。